

傍聴に係る手続き及び傍聴を希望される方へのお願い

(遵守事項)

- 1 傍聴を認められた方は、自己の名前等を傍聴者受付簿に記入のうえ、会場に入場していただきます。
- 2 次に掲げる事項に該当する方の傍聴はお断りします。
 - (1) 酒気を帯びていると認められる方
 - (2) 会議の妨害となると認められる器物を携帯している方
 - (3) その他議事を妨げ、または他人に迷惑を及ぼすなど審査委員会の秩序を乱すおそれがあると認められる方
- 3 傍聴する方は、次に掲げる事項を守ってください。
 - (1) みだりに席を離れない。
 - (2) 私語、談話又は拍手をしない。
 - (3) 議事に批評を加えたり、又は公然と賛否を表明しない。
 - (4) 写真、映画、テレビ等の撮影又は録音をしない。
 - (5) 飲食又は喫煙をしない。
 - (6) 携帯電話その他音を発する情報通信機器等の電源は予め切っておく。
 - (7) 審査委員と接触し、又は接触したと認められるような行為をしない。
 - (8) その他審査委員会の秩序を乱し、又は議事の妨げになるような行為をしない。
 - (9) 上記(1)～(8)のほか、事務局が特に指示する事項
- 4 傍聴する方が上記に定める事項に違反するときは、正常な審査委員会の進行を確保するため、委員長又は事務局はこれを制止し、さらにその命令に従わないときは、必要に応じ当該傍聴人に対し退場を命ずる場合があります。